明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕
○農地法施行規則等の一部を改正する省令（農林水産四）　一

〔告　示〕
○種苗法第十三条第一項の規定に基づき品種登録出願を公表する件（農林水産一九四）　八
○出願公表後に名称変更がなされた件（同一九五）　八
○広域的地域活性化のための基盤整備に関する基本的な方針を変更した件（国土交通二五四）　八

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二
特殊法人等
独立行政法人製品評価技術基盤機構計量法第百四十六条において準用する同法第六十六条の規定に基づく登録の失効、農業会議組織変更（青森県）関係　四
地方公共団体
行旅死亡人、無縁墳墓等改葬、公示送達関係　四
会社その他
会社決算公告　四

省令

○農林水産省令第四号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（平成二十七年法律第五十号）、農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成二十七年法律第六十三号）及び農地法施行令等の一部を改正する政令（平成二十七年政令第四百四十号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、農地法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十八年一月二十八日

農林水産大臣　森山　裕

農地法施行規則等の一部を改正する省令

（農地法施行規則の一部改正）

第一条　農地法施行規則（昭和二十七年農林省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第二条第三項第二号ニ」を「第二条第三項第二号ホ」に改める。

第六条中「第二条第三項第二号ホ」を「第二条第三項第二号ヘ」に改める。

第七条を次のように改める。

第七条　削除

第八条中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第四号」に、「年間六十日」を「六十日」に、「同号」を「同項第三号」に、「第十一条第一項第六号ニ」を「第十一条第一項第六号ホ」に、「第五十九条第六号」を「第五十九条第七号」に改める。

第九条中「第二条第四項の規定による法人の構成員が」を「第二条第三項第二号ホに規定する」に改める。

第十条第一項中「令第三条」を「農地法施行令（以下「令」という。）第一条」に改め、同条第二項中「令第三条」を「令第一条」に改め、同項第一号中「第二十二条第一号」を「第三十条第一号」に改め、同項第二号中「第六条第一項第一号ロ」を「第二条第一項第一号ロ」に改め、同項第三号中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第四号中「第十条第一項」を「第十条」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同項第五号及び第六号を削り、同項第七号中「第六条第二項第三号」を「第二条第二項第三号」に改め、同号を同項第五号とし、同項中第八号を第六号とし、第九号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

第十一条第一項中「令第三条」を「令第一条」に改め、同項第六号中「農業生産法人で」を「農地所有適格法人で」に改め、同号イからハまでの規定中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号トを削り、同号ヘ中「第十条第一項」を「第十条」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ヘを同号トとし、同号ホ中「第二条第三項第二号ホ」を「第二条第三項第二号ヘ」に、「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニ中「農業生産法人」を「農地所有適格法人」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハの次に次のように加える。

ニ　法第二条第三項第二号ニに掲げる者が農地所有適格法人の構成員となつている場合には、その構成員が農地利用集積円滑化団体（農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第十一条の十四に規定する農地利用集積円滑化団体をいう。以下同じ。）又は農地中間管理機構（農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第二条第四項に規定する農地中間管理機構をいう。以下同じ。）に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地のうち、当該農地利用集積円滑化団体又は農地中間管理機構がその農地所有適格法人に使用貸借による権利又は賃借権を設定している農地又は採草放牧地の面積